

謹んでお悔やみ申し上げます。
 今後、区(市)役所で必要となる手続きの一覧をご案内いたしますので、
 お亡くなりになった方に該当する手続きをお願いいたします。

ご来庁の際は、清水区役所1階「おくやみ窓口」または関係課までお問い合わせください。

「おくやみ窓口」 清水区役所1階 保険年金課内 問合せ先:054-354-2141

●受付日: . . . No. . . . 課名: . . . 受付者: . . .

●亡くなられた方の年齢【 . . . 歳】

亡くなられた方に当てはまるものに
 チェック(シ点)をしてください。

				手続きを する課 ※市外局番(054)	手続 場所	一覧表 ページ	処理 確認
届・ 火葬	死亡届	<input type="checkbox"/>	⇒	戸籍住民課 (354-2126)	10番 窓口	1ページ	
	斎場の火葬予約	<input type="checkbox"/>	⇒				
医療 保険	国民健康保険の加入者もしくは加入者がいる 世帯主でしたか	<input type="checkbox"/>	⇒	保険年金課 区役所1階 保険係 (354-2141)	7番 窓口	2ページ	
	後期高齢者医療保険の加入者でしたか	<input type="checkbox"/>	⇒	保険係 (354-2208)	9番 窓口		
年金	国民年金のみに加入していましたか ※厚生・共済年金に一度でも加入した場合の手続きは 年金事務所になります。	<input type="checkbox"/>	⇒	保険年金課 国民年金係 (354-2134)	8番 窓口		
介護	介護保険被保険者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	⇒	高齢介護課 区役所1階 (354-2110)	平面図 1階③	1ページ	
子育て	児童手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>	⇒	子育て支援課 給付係 区役所1階 (354-2120)	平面図 1階⑤	4ページ	
	20歳未満の児童の親でしたか	<input type="checkbox"/>	⇒				
	子ども医療費受給者証の対象児童でしたか	<input type="checkbox"/>	⇒				
	児童扶養手当の受給資格者(対象児童)でしたか	<input type="checkbox"/>	⇒				
	母子家庭等医療費助成金の受給者(対象児童)でしたか	<input type="checkbox"/>	⇒				
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人等でしたか	<input type="checkbox"/>	⇒				
	こども園、保育園、幼稚園等に通園していた児童 (父母及び同居家族)でしたか	<input type="checkbox"/>	⇒	入園係 (354-2358)			
障がい	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	⇒	障害者支援課 区役所1階 支援係 (354-2122)	平面図 1階④	3ページ	
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	⇒	障害者支援課 給付係 (354-2168)			
	自立支援医療(精神通院)を利用していましたか	<input type="checkbox"/>	⇒	障害者支援課 支援係 (354-2122)			
	重度心身障害者医療費助成金受給者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	⇒				
	特別児童扶養手当などの各種手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>	⇒				
	心身障害者扶養共済制度加入していましたか	<input type="checkbox"/>	⇒	障害者支援課 給付係 (354-2121)			
	障害者福祉サービスを受けていましたか	<input type="checkbox"/>	⇒				

※裏面に続く

亡くなられた方に当てはまるものに
チェック（し点）をしてください。

			手続きを する課 ※市外局番（054）	手続 場所	一覧表 ページ	処理 確認	
市 税	市・県民税を納付していましたか	<input type="checkbox"/> →	清水市税事務所 区役所2階 市民税係 (354-2072)	平面図 2階⑥	5ページ		
	125cc以下のバイクをお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> →					
	市内に固定資産（土地・建物）をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> →				土地係 (354-2080) 家屋係 (354-2082)	
	市税の口座振替の指定口座名義人でしたか	<input type="checkbox"/> →				納税係 (354-2092)	
保	被爆者健康手帳を持っていましたか	<input type="checkbox"/> →	保健所清水支所 区役所2階 (354-2153)	平面図 2階⑦	6ページ		
	特定医療（指定難病）受給者でしたか	<input type="checkbox"/> →					
	小児慢性特定疾病医療受給者でしたか	<input type="checkbox"/> →					
	自立支援医療（育成医療）受給者でしたか	<input type="checkbox"/> →					
	養育医療受給者でしたか	<input type="checkbox"/> →					
住	市営住宅にお住まいでしたか	<input type="checkbox"/> →	静岡市まちづくり公社 区役所2階 (354-2238)	平面図 2階⑧	7ページ		
犬	犬を飼っていましたか	<input type="checkbox"/> →	動物指導センター 区役所2階 (354-2403)	平面図 2階⑨	7ページ		
そ の 他	恩給（旧軍人関係）を受給していましたか	<input type="checkbox"/> →	地域総務課 区民生活係 区役所4階 (354-2361)	平面図 4階⑩	6ページ		
	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく恩給・遺族 年金・障害年金等を受給していましたか	<input type="checkbox"/> →					
	戦傷病者手帳を持っていましたか	<input type="checkbox"/> →					
	清水大平山霊園の利用者でしたか	<input type="checkbox"/> →				※相続に関する相談は市 民相談室まで	
水 道	水道、下水道の使用名義人でしたか	<input type="checkbox"/> →	上下水道お客様 サービスセンター (251-1132) 水道事務所 (354-2742)	平面図 6階⑪	7ページ		
	井戸水を公共下水道に排水している世帯でしたか	<input type="checkbox"/> →					
図	図書館カードを持っていましたか	<input type="checkbox"/> →	市立図書館各館		8ページ		
静 岡 庁 舎 他	し尿くみ取りをしていましたか	<input type="checkbox"/> →	廃棄物対策課 (221-1264)		8ページ		
	愛宕、沓谷、沼上霊園の利用者（名義人）でした か	<input type="checkbox"/> →	戸籍管理課 (221-1297)		8ページ		
	市営納骨堂の利用者でしたか	<input type="checkbox"/> →					
	農業者年金の受給者でしたか	<input type="checkbox"/> →	農業委員会 事務局 (221-1483)		8ページ		
	農地の相続がありますか	<input type="checkbox"/> →					
	森林の土地の所有者でしたか	<input type="checkbox"/> →	中山間地振興課 (294-8807)	静岡市 林業 センター 2階	8ページ		
森林の土地の相続がありますか	<input type="checkbox"/> →						

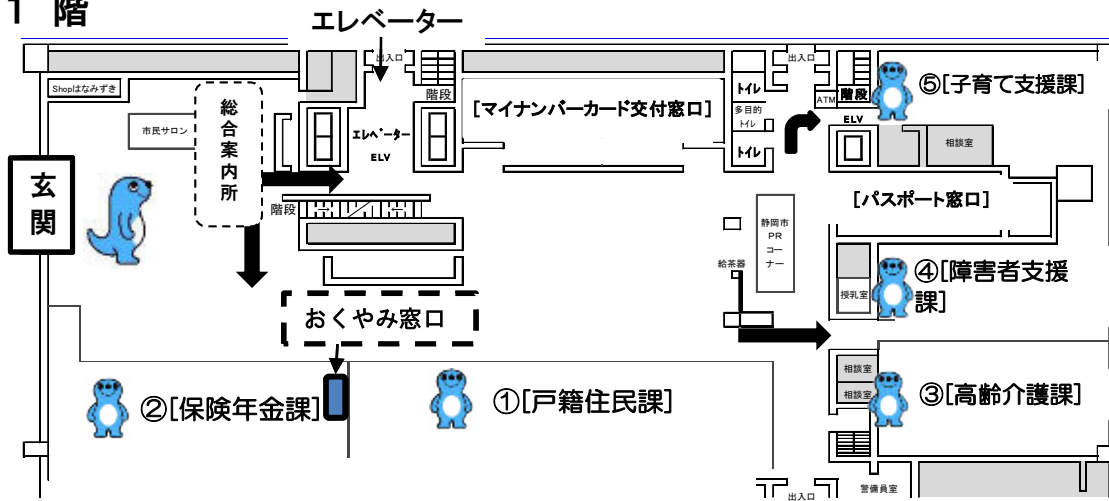
※この手続表が必要な手続全てを網羅していません。

<清水庁舎関係課平面図>

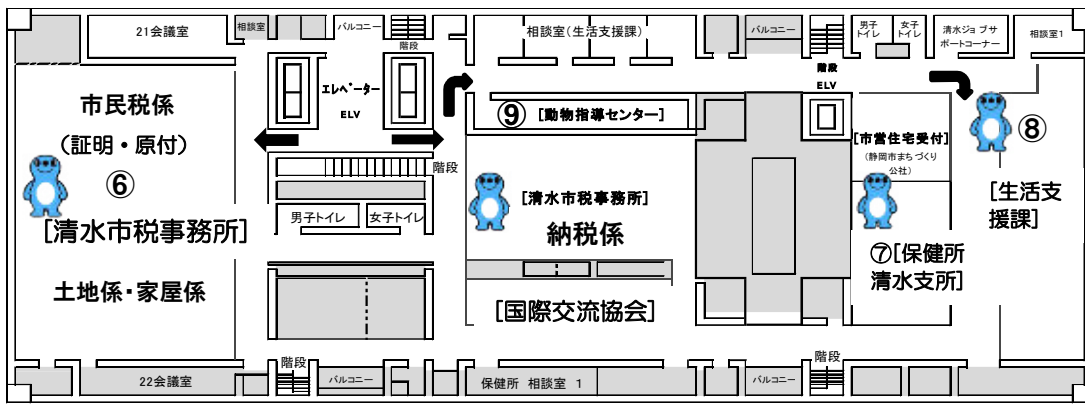


マークのある課が清水庁舎内にある手続の関係課です。

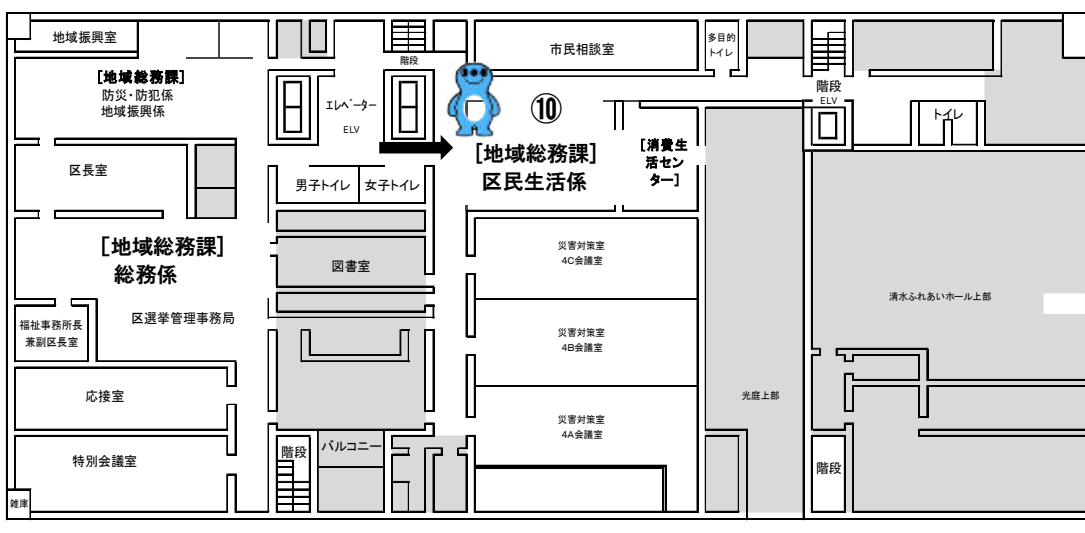
1 階



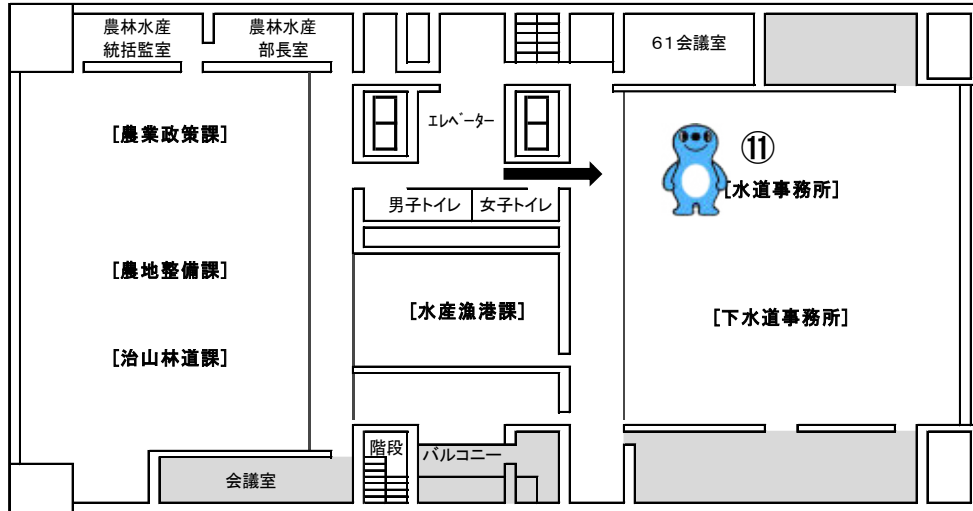
2 階



4 階



6 階



区役所・市役所以外での主な手続きと連絡先

国・県等への手続き

運転免許証の返還	静岡中央警察署 静岡南警察署 清水警察署 中部運転免許センター	054-250-0110 054-288-0110 054-366-0110 054-272-2221
普通自動車・バイク(125cc超)の廃車・名義変更	静岡運輸支局 登録・検査担当	050-5540-2050
軽自動車の廃車・名義変更	軽自動車検査協会 静岡事務所	050-3816-1776
国税 (所得税・相続税)	静岡税務署 清水税務署	054-252-8111 054-355-2360
県税	静岡財務事務所	054-286-9112
不動産登記	静岡地方法務局 静岡地方法務局 清水出張所	054-254-3555 054-351-4481
遺言書・相続放棄	静岡家庭裁判所	054-273-8768

区役所・市役所以外の主な手続き

厚生年金 (遺族年金・未支給年金等)	静岡年金事務所 054-203-3707 清水年金事務所 054-353-2233
生命保険等の保険金請求等	加入していた生命保険会社にお問い合わせください。
預貯金口座のお手続き	各金融機関にお問い合わせください。
クレジットカードの解約等	契約しているクレジット会社にお問い合わせください。
電話 (固定電話・携帯電話)	契約をしている会社にお問い合わせください。
電気・ガス料金等	契約をしている各会社にお問い合わせください。
NHK受信料	フリーダイヤル 0120-15-1515
インターネットの解約等	契約をしている会社にお問い合わせください。

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
<p>1階 戸籍住民課 054-354-2126</p> <p>(蒲原支所) ☆戸籍住民係 054-385-7760</p>	<p>10番窓口</p>	<p>死亡届と火葬予約</p> <p>(お葬式等を葬祭業者に依頼している時は、死亡届と火葬予約について葬祭業者に確認してください。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の事実を知った日を含めて7日以内(国外で死亡の時は3ヶ月以内)に届出をしてください。 火葬許可証、斎場利用許可証、霊柩自動車利用許可証(利用される方のみ)を交付します。(斎場使用料、霊柩自動車使用料がかかります。) 静岡斎場、清水斎場、庵原斎場のいずれの斎場も利用できます。 時間外や休日に提出する場合は、1階の警備員室に届け出てください。 市外で死亡届出をし、静岡市で火葬を希望する場合や、他市で火葬を希望する場合などは、戸籍住民課へお問い合わせください。 亡くなった方の配偶者が外国籍の場合には、別途地方出入国在留管理局へ届出の必要がある場合がありますのでご確認ください。 (名古屋出入国在留管理局静岡出張所 054-653-5571) 印鑑登録証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードは死亡により使用できなくなります。 (他の手続きでマイナンバーを使用することもあります。印鑑登録証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードは返却する必要はありません。) 戸籍については、死亡届受理後、1週間程度で証明請求できます。 (運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。直系血族以外の方が請求するときは電話で持ち物等をご確認ください。)
<p>1階 高齢介護課</p> <p>(蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790</p>	<p>高齢者福祉係</p>	<p>外国人高齢者福祉手当(昭和7年4月1日以前に生まれ住民登録された方で、かつ所得要件等あり)を受けている方が死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉課(静岡庁舎)へご連絡ください。 (手続きが必要な場合があります。) お問い合わせ 【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】
	<p>介護保険係</p>	<p>介護保険被保険者証を持っている方が死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証の返却に加え、<u>負担割合証</u>等を持っている方は介護保険係窓口に返却してください。 ※介護保険料の収納状況、給付サービスの利用状況によっては、<u>通帳</u>(相続人代表者の金融機関の口座が確認できるもの。)

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
<p>1階 保険年金課</p> <p>国民健康保険 054-354-2141</p>	<p>7 番 窓 口</p>	<p>国民健康保険に加入している方が死亡した場合 (葬祭費支給申請)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭執行者が7番窓口で申請してください。(代理人でも可) <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○死亡者の「<u>国民健康保険証</u>」 (お持ちの方は「<u>限度額適用・標準負担額減額認定</u>」、「<u>限度額適用認定証</u>」、「<u>特定疾病療養受療証</u>」) ○<u>葬儀代の領収書、訃報、会葬礼状のいずれか1点</u> ○<u>葬祭を行った方の金融機関の通帳またはキャッシュカード</u> (金融機関の口座が確認できるもの)
<p>国民健康保険 054-354-2141</p> <p>国民年金 054-354-2134</p> <p>後期高齢者医療 054-354-2208</p> <p>(蒲原支所) ☆税・保険年金係 054-385-7780</p>	<p>8 番 窓 口</p>	<p>「国民年金の受給者」および「国民年金の加入者」が死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入、受給していた年金の種類によって年金事務所で届出を行っていただく場合があります。 ・<u>基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、年金証書または年金機構から送付された葉書等)</u>をご持参ください。 ・基礎年金番号がわからない場合、ご自身で直接年金事務所へお問い合わせいただく場合があります。 <p>静岡年金事務所 054-203-3707 (代表)</p> <p>清水年金事務所 054-353-2233 (代表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>農業者年金 →8ページもご覧ください。</p> </div>
	<p>9 番 窓 口</p>	<p>後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合</p>	<p>◎<葬祭費支給申請></p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬祭執行者(喪主)が9番窓口で申請してください(代理人でも可) <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○死亡者の「<u>後期高齢者医療被保険者証</u>」 (お持ちの方は、「<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>」、「<u>限度額適用認定証</u>」、「<u>特定疾病療養受療証</u>」) ○<u>葬祭執行者(喪主)の通帳またはキャッシュカード</u>(金融機関の口座が確認できるもの) ○<u>葬祭執行者のわかるもの(会葬礼状、訃報等)</u> <p>◎<相続人代表者届></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表者または親族が9番窓口へ届け出てください。 <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「<u>後期高齢者医療被保険者証</u>」 ○<u>相続人代表者の認印(スタンプ印不可)</u> ○<u>相続人代表者の通帳またはキャッシュカード</u>(金融機関の口座が確認できるもの)

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
1階 障害者支援課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790		身体障害者手帳の所持者が死亡した場合	・家族または親族が届け出てください。 持ち物 ○身体障害者手帳 ○タクシー券、○紙おむつ券、○未使用の日常生活用具費助成券 ○未使用の補装具費支給券(身体障害者手帳以外は支給を受けている場合に限る)
		療育手帳の所持者が死亡した場合	・家族または親族が届け出てください。 持ち物 ○療育手帳 ○タクシー券、○紙おむつ券、○未使用の日常生活用具費助成券 ○未使用の補装具費支給券(療育手帳以外は支給を受けている場合に限る)
		精神障害者保健福祉手帳所持者が死亡した場合	・家族または親族が届け出てください。 持ち物 ○精神障害者保健福祉手帳
		・特別児童扶養手当 ・重度心身障害児扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 の受給者が死亡した場合	・家族または親族が届け出てください。 〈特別児童扶養手当の受給者〉 持ち物 ○手当証書 ○支給対象障害児の口座がわかるもの (※別途新しい受給者の申請が必要となりますので、支援係(354-2122)にお問い合わせください。) 〈特別児童扶養手当以外の受給者〉 持ち物 ○受給者の配偶者又は扶養義務者のうち、受給者と生計を同じくしていた者の口座がわかるもの
		心身障害者扶養共済制度に加入している方が死亡した場合	・家族または親族が届け出てください。 持ち物 ○加入証書、○死亡診断書、○住民票 (住民票は加入者、障害者、年金管理者のもので死亡の旨が記載されているもの) ○障がい者本人、または年金管理者の預金通帳
		自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者が死亡した場合	・家族または親族が届け出てください。 持ち物 ○自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院) ○届出人の身元を確認できるもの(窓口で提示していただきます。)
		重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っている方が死亡した場合	・家族または親族が届け出てください。 持ち物 ○受給者証、○相続人の口座のわかるもの、 ○相続人の戸籍謄本コピー(相続人と亡くなった方が別居又は世帯分離している場合) ○亡くなった方の戸籍謄本コピー (亡くなった方の兄弟等が相続人となる場合)
		障害福祉サービス受給者が死亡した場合	・家族または親族が届け出てください。 持ち物 ○障害福祉サービス受給者証(施設入所の障害児分は除く)

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
1階 子育て支援課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790	給付係	児童手当の受給資格者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・子の親等(子の新しい監護養育者)が届け出てください。 ・届出期間: 死亡日の翌日から15日以内、もしくは死亡日の属する月内 持ち物 ○中学生以下の子のうち最年長の子名義の普通預金口座番号と口座名義がわかるもの(通帳など)、 ○新しい監護養育者名義の普通預金口座番号と口座名義がわかるもの(通帳など)、 ○新しい監護養育者名義の健康保険証、 ○窓口に来る方の身元確認書類(運転免許証等)、 ○新しい監護養育者の個人番号がわかる書類 ※上記のものがなくても申請はできますので、 まずは給付係(054-354-2120)へご相談ください。
		子ども医療費受給者証の対象児童が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども医療費受給者証」を返却してください。 (郵送可・代理人可) ※受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。
		児童扶養手当の受給資格者及び対象児童が死亡した場合	
		母子家庭等医療費助成金の受給者及び対象児童が死亡した場合	※詳しくは 子育て支援課 給付係(054-354-2120)へお問い合わせください。
		20歳未満の児童の親が死亡した場合	
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人及び連帯保証人が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・借受人、連帯借受人及び連帯保証人又は親族が届け出てください。 ※蒲原出張所取扱い不可 	
入園係	こども園・保育園・幼稚園等に通園(申込)している児童・父母及び同居家族が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が届け出てください。 (園児が死亡した場合は退園届を、父母及び同居家族が死亡した場合は変更届を提出していただきます。) (支給認定証の記載内容に変更が生じる場合には、お手元の支給認定証をご返却ください。) 	

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
2階 清水市税 事務所 (蒲原支所) ☆税・保険 年金係 054-385-7770	市民税係	原動機付自転車(125ccまで)の所有者が死亡し、静岡市内の他の方に譲る場合(名義変更)	持ち物 ○ナンバープレート ○標識交付証明書 ○ <u>窓口に来る方の顔写真付き身分証明書(運転免許証など)</u> お問い合わせ 市民税係(証明・原付) 054-354-2071
		原動機付自転車(125ccまで)の所有者が死亡し、廃棄処分または静岡市外の他の方に譲る場合(廃車)	持ち物 ○ナンバープレート ○標識交付証明書 ○ <u>窓口に来る方の顔写真付き身分証明書(運転免許証など)</u> お問い合わせ 市民税係(証明・原付) 054-354-2071
		原動機付自転車(125ccまで)以外の問い合わせについては下記にお願いします。 バイク(125cc超~)と普通自動車 静岡運輸支局登録・検査担当 (050-5540-2050) 軽三輪・軽四輪車(660ccまで) 軽自動車検査協会静岡事務所 (050-3816-1776)	
	納税係	市・県民税の納税義務者が死亡した場合(徴収方法が特別徴収・年金特別徴収の場合)	・相続人代表者指定届を提出していただきます。 ・市民税係(054-354-2072)にお問い合わせください。 持ち物 ○ <u>納税通知書(ない場合は亡くなった方の氏名、生年月日、住所がわかるもの)</u>
	土地係・家屋係	市税の口座振替の指定口座名義人が死亡した場合 固定資産(土地・家屋)の所有者が死亡した場合	・納税係にお問い合わせください。 054-354-2092 持ち物 ○納税通知書 ・ <u>相続人代表者指定(変更)届、固定資産現所有者申告書</u> を提出していただきます。 ・土地・家屋係にお問い合わせください。 土地係(054-354-2080) 家屋係(054-354-2082) 持ち物 ○納税通知書 ・尚、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、令和6年4月1日より不動産に対する相続登記の申請が義務化されます。上記現所有者に関する申告に基づいた課税は暫定的であるため、早期の相続登記手続き(静岡地方法務局等)を併せてお願い致します。 詳しくは下記に直接お問い合わせください。 静岡県司法書士会 (054-289-3704 電話無料相談 月~金 14:00~17:00) 静岡地方法務局 清水出張所 (054-351-4481 音声ガイダンス2番) 静岡県土地家屋調査士会 (054-282-0910 土地の境界問題の相談無料・予約制)

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
4階 清水区役所 地域総務課 054-354-2361 (※1、※2は 申請場所が 異なります)	区 民 生 活 係	※1 恩給受給者(旧軍人関係)が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きは、清水区役所地域総務課では行っておりません。 ・直接、<u>総務省恩給相談室(03-5273-1400)</u>へ電話連絡してください。問い合わせには恩給証書の記号番号が必要です。月曜日から金曜日(祝休日を除く)の午前9時から午後5時まで
		※2 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金・遺族年金等の受給者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きは、清水区役所地域総務課では行っておりません。 ・直接、<u>厚生労働省 援護・業務課(03-5253-1111 内線：障害年金3429、遺族年金3443)</u>または<u>3444</u>へ電話連絡してください。問い合わせには証書記号番号が必要です。詳しくは厚生労働省から受給者本人あてに送付されている「<u>援護年金受給者のしおり</u>」を参考にしてください。
		戦傷病者手帳を持っている方が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者異動等届を親族が提出してください。 持ち物 <ul style="list-style-type: none"> ○戦傷病者手帳 ○死亡したことが確認できる書類(戸籍・住民票など) ○未使用の乗車券引換証(ある方のみ) ○届出者の本人確認書類
		清水大平山霊園の利用者(名義人)が死亡した場合(墓地利用権承継申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・清水区役所地域総務課へお越しください。市営墓地利用権承継申請書をお渡しします。(遺族の中で、当該墓地を中心となって祀っていくべき立場の方が届け出てください) ・後日、次のものを提出または郵送していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ○市営墓地利用権承継申請書 ○市営墓地利用許可証 ○火葬埋葬許可書 ○承継者の世帯全員の住民票・戸籍謄本 ○名義人の死亡が確認できる戸籍謄本又は除籍謄本(埋葬許可書がある場合は不要) ○必要に応じて承継者と名義人との関係がわかる戸籍や同意書等
2階 保健所 清水支所 054-354-2153	保 健 予 防 係	被爆者健康手帳を持っている人が死亡した場合(葬祭料の申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当に問い合わせのうえ、家族または葬祭執行者が申請してください。 持ち物 <ul style="list-style-type: none"> ○被爆者健康手帳、○死亡診断書又は死体検案書 ○葬祭を行ったことが判断できる書類(葬儀の案内等) ○申請者の振込金融機関の口座番号のわかるもの ○申請者の認印 ○被爆者が手当てを受けている場合は手当証書等
		特定医療(指定難病)受給者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が<u>特定医療(指定難病)受給者証</u>を返還。郵送可。(受給者証の左上に死亡日を記入)
		小児慢性特定疾病医療受給者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が<u>小児慢性特定疾病医療費医療受給者証</u>を返還。郵送可。
		自立支援医療(育成医療)受給者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が<u>自立支援医療受給者証(育成医療)</u>を返還。郵送可。
養育医療受給者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が<u>養育医療券</u>を返還。郵送可。 		

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
2階 静岡市 まちづくり 公社 市営住宅 054-354-2238		市営住宅の名義人が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階静岡市まちづくり公社へお問い合わせください。
6階 水道事務所 (水道・ 下水道) (蒲原市民 センター) ☆水道事務所		同居人が死亡した場合	<p>以下の持ち物を提出してください。 ○死亡の確認ができる世帯全員が記載された住民票(続柄・本籍記載) ○異動届(用紙は2階静岡市まちづくり公社にあります。)</p>
2階 動物指導 センター	動物 指導 第2係	死亡により、 ・水道、下水道を ご使用しなくなっ たとき ・名義変更をする とき ・井戸水をご使用 で公共下水道に排 水している世帯に 人数の変更がある とき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族又は親族が届け出てください。 ・ 電話にてご連絡ください。 連絡先 【上下水道お客様サービスセンター電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜(祝日・12/29～1/3を除く)午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 <p>・ 金融機関の窓口でお申し込みください。 持ち物 ○お客様番号の分かる「水道(下水道)使用水量等のお知らせ」等 ○通帳、○お届け印</p> <p>・ 静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、水道事務所窓口(蒲原市民センターは除く)でお申し込みも可能です。 持ち物 ○対象金融機関のキャッシュカード、○顔写真付きの身分証明書、 ○使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状 ただし、市内の他住居で口座振替をご利用されていた方は、名義変更をした住居でも引き続き同じ口座をご利用いただけます。名義変更のお申し込みの際、一緒にお申し込みください。 詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話連絡可。(犬が死亡した場合も連絡してください。) <p>(お問い合わせ) 動物指導センター ※市外局番(054) 静岡市清水区役所2階 動物指導第2係(清水区) 354-2403 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 蒲原支所 地域振興係 (清水区蒲原・由比) 385-7730 静岡市葵区産女953番地 動物指導第1係(葵区・駿河区) 278-6409</p>
犬の飼い主として登録している方が死亡した場合		口座振替納付をご利用する場合	

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)												
<清水庁舎外>															
市立図書館各館		図書館カードの交付を受けている方が死亡した場合	<p>図書館カードを預かっている家族が届け出てください。</p> <p>〔図書館 お問い合わせ〕※市外局番(054)</p> <table border="0"> <tr> <td>清水中央図書館 354-1331</td> <td>御幸町図書館 251-1868</td> <td>長田図書館 259-7878</td> </tr> <tr> <td>清水興津図書館 360-4311</td> <td>藁科図書館 278-4100</td> <td>北部図書館 653-1817</td> </tr> <tr> <td>蒲原図書館 388-3456</td> <td>南部図書館 288-2151</td> <td>麻機分館 248-5035</td> </tr> <tr> <td>中央図書館 247-6711</td> <td>西奈図書館 265-2556</td> <td>美和分館 296-6501</td> </tr> </table>	清水中央図書館 354-1331	御幸町図書館 251-1868	長田図書館 259-7878	清水興津図書館 360-4311	藁科図書館 278-4100	北部図書館 653-1817	蒲原図書館 388-3456	南部図書館 288-2151	麻機分館 248-5035	中央図書館 247-6711	西奈図書館 265-2556	美和分館 296-6501
清水中央図書館 354-1331	御幸町図書館 251-1868	長田図書館 259-7878													
清水興津図書館 360-4311	藁科図書館 278-4100	北部図書館 653-1817													
蒲原図書館 388-3456	南部図書館 288-2151	麻機分館 248-5035													
中央図書館 247-6711	西奈図書館 265-2556	美和分館 296-6501													
静岡庁舎新館13階 廃棄物対策課	浄化槽推進係	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿くみ取りが廃止になる場合 ・し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が届け出てください。 ・電話での届け出も可能です。(054-221-1264) 												
静岡庁舎新館15階 戸籍管理課 054-221-1297	霊園・斎場係	愛宕・沓谷・沼上霊園の利用者(名義人)が死亡した場合 (墓地利用権承継申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届の提出後、必要書類等確認のため、戸籍管理課霊園・斎場係へご連絡ください。(遺族の中で、当該墓地を中心となって祀っていくべき立場の方が届け出てください。) ・後日、次のものを提出または郵送していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ○市営墓地利用権承継申請書、○市営墓地利用許可証 ○世帯全員の住民票・戸籍謄本 ○名義人の死亡が確認できる戸籍謄本又は除籍謄本 ○承継者と名義人との関係がわかる戸籍、○必要に応じて同意書等 												
		市営納骨堂の期限付き利用者が死亡した場合 (納骨堂利用権承継申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届の提出後、必要書類等確認のため、戸籍管理課霊園・斎場係へご連絡ください。(遺族の中で、納骨堂に収蔵されている遺骨を中心となって祀っていくべき立場の方が届け出てください。) ・後日、次のものを提出または郵送していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ○市営納骨堂利用権承継申請書、○納骨堂期限付利用許可証 ○世帯全員の住民票・戸籍謄本 ○名義人の死亡が確認できる戸籍謄本又は除籍謄本 ○承継者と名義人との関係がわかる戸籍、○必要に応じて同意書等 												
静岡庁舎新館16階 農業委員会事務局		農業者年金の受給者が死亡した場合	国民年金の手続き後、農政係へお問い合わせください。(054-221-1483)												
		農地を相続した場合	農政係へお問い合わせください。(054-221-1483)												
静岡市林業センター2階 中山間地振興課	森林・林業係	森林の土地を相続した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法第5条に該当する山林の相続が発生した場合、所有者となった日から90日以内に、新たに森林の土地の所有者となった方に森林の土地の所有者届出書及び下記添付資料2点を提出または郵送していただきます。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。 添付資料①その森林の土地を示す図面(任意の図面) 添付資料②その土地の登記事項証明書(写し可)、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことがわかる書類 <p>(森林法第5条の該当箇所については静岡県森林情報共有システムで確認できます) 〔連絡先〕中山間地振興課 森林・林業係 054-294-8807</p>												